政　令

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年十二月六日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第三百二十八号

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の十三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表アメリカ合衆国の項第二号中「前号に掲げる物」を「前二号に掲げる物のいずれか」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名フルニトラゼパム）及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生大臣　小泉純一郎

内閣総理大臣　橋本龍太郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年十二月六日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第三百二十九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第三十九条、第四十条第一項及び第四十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十一条とし、第七条を第十条とし、第六条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（報告の徴収）

第六条　主務大臣は、法第三十九条の規定により、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、その事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況につき、次の事項に関し報告をさせることができる。

一　特定容器を用いる商品、製造等をする特定容器又は特定包装を用いる商品の種類及び量に関する事項

二　その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収するときは、その回収する特定容器又は特定包装の種類、量及びその回収の方法並びにその回収の委託に関する事項

三　再商品化義務量及びその算出の方法、再商品化の方法、再商品化の実績量、再商品化の委託に関する事項その他再商品化に関する事項

（立入検査）

第七条　主務大臣は、法第四十条第一項の規定により、その職員に、特定容器利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、特定容器を用いるための設備、再商品化をするための設備及び自ら回収するための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

2　主務大臣は、法第四十条第一項の規定により、その職員に、特定容器製造等事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、特定容器の製造等をするための設備、再商品化をするための設備及び自ら回収するための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

3　主務大臣は、法第四十条第一項の規定により、その職員に、特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、特定包装を用いるための設備、再商品化をするための設備及び自ら回収するための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

（権限の委任）

第八条　法第三十九条及び第四十条の規定による大蔵大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあっては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任するものとする。ただし、大蔵大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第三十九条及び第四十条の規定による農林水産大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3　法第三十九条及び第四十条の規定による通商産業大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する通商産業局長に委任するものとする。ただし、通商産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

大蔵大臣　三塚　博

厚生大臣　小泉純一郎

農林水産大臣　藤本　孝雄

通商産業大臣　佐藤　信二

内閣総理大臣　橋本龍太郎

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年十二月六日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第三百三十号

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（平成八年法律第八十八号）の施行に伴い、並びに消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第六条、第七条、第九条第二項及び第三項、第十条、第十三条第一項及び第三項、第五十一条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第五十二条並びに第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令

第一条第一項中「に対する消防団員等公務災害補償等共済基金法（以下「法」という。）第十条」を「又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）に対する法第六条第一項又は第二項」に、「、基金」を「、基金又は指定法人」に改め、同条第二項を削る。

第二条（見出しを含む。）中「基金」を「基金又は指定法人」に改める。

第三条の見出し中「基金」を「基金又は指定法人」に改め、同条中「基金」を「基金又は指定法人」に、「第十条」を「第六条第一項」に、「に要する経費については」を「に要する経費について」に改め、「とし、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費については別表に定める額」を削り、「ただし」を「この場合において」に改め、「規定による療養」の下に「又は療養費の支給」を加え、「の算定」を削り、同条に次の一項を加える。

2　基金又は指定法人が法第六条第二項の規定により市町村に対して支払わなければならない額は、別表に定める額とする。

第四条から第六条までを削る。

第七条第一項中「基金に対する損害補償（次条の規定により行われる事業を含む。以下この条において同じ。）」を「消防団員等公務災害補償責任共済契約」に、「次の各号に」を「次に」に改め、「合計額」の下に「（前年度の十月一日においてその区域の全部が水害予防組合の区域の全部又は一部となっていた市町村にあっては、第一号から第三号までに掲げる額の合計額）」を加え、同項第四号中「人口」の下に「（前年度の十月一日においてその区域の一部が水害予防組合の区域の全部又は一部となっていた市町村にあっては、当該市町村の人口を前年度の十月一日において水害予防組合の区域に属していた当該市町村の地域及び水害予防組合の区域に属していなかった当該市町村の地